



## 母子健康手帳アプリ おおのじょう子育てナビ

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を目的とし、母子健康手帳アプリ「おおのじょう子育てナビ（母子モ）」を導入しています。

無料でダウンロードできるため、妊娠中の人や小さい子どもがいる家庭は、ぜひ活用してください。家族でダウンロードすると、家族間で記録の共有ができます。

### アプリの機能

#### ●子育て情報の管理

子どもの発達状況や予防接種・健診の結果などを記録できます。予防接種のスケジュール管理もでき、接種予定日前にプッシュ通知が届きます。

#### ●地域の子育て情報の配信

市から子育てに関するお知らせやイベント情報がプッシュ配信が届きます。

#### ●オンライン予約

母子健康手帳交付の面談、すこやか育児相談、マタニティクラス（母親教室）、すくすく子育て教室（両親教室）などの予約がアプリからできます。

#### ●オンライン申請

妊娠届時や妊娠中のアンケートなどをアプリから提出でき、面談当日はスムーズに面談が実施できます。

#### ●通信費用の負担が必要です。

※紙の母子健康手帳を電子化したものではありません。健診や予防接種の際は、これまでどおり紙の母子健康手帳の提示が必要です。

※母子モのアプリをダウンロード後、プロフィール画面で居住地の郵便番号（市内）を設定すると、「おおのじょう子育てナビ」の画面になります。



アプリ  
ダウンロード

#### ●問い合わせ先

こども家庭センター母子保健担当  
☎(580)1978

## 児童手当法改正後の手続きは、済んでいますか？

令和6年10月の法改正により、一部の人は、手続きが必要です。手続きが必要で、まだ提出していない人は、速やかに提出してください。

なお、公務員の人は各職場からの支給になるので、手続きや問い合わせは、勤務先にしてください。

※法改正後の書類を既に提出済みの場合は、養育状況が変わらない限り、手続きをする必要はありません。更新の時など、再度手続きが必要な場合は、市から個別に案内を送付します。

※この内容は、9月1日号広報にも掲載しています。

#### ●手続きが必要な人

- ◆所得超過で手当など（児童手当および特例給付）の支給がない人
- ◆高校生年代以上の児童のみを養育している人
- ◆養育する子が3人以上（多子加算の対象となる子がいる）、かつ、大学生年代の子を養育している人

※養育している子が大学生年代のみである場合、児童手当の支給対象児童がいないため、手続きは不要です。

#### ●申請期限 令和7年3月31日（月）（必着）

※法改正後、最初の支給日である12月10日支給分は、10月18日までに申請を受け付けたものが対象です。これから手続きを行う場合でも、3月31日までに申請があれば、10月分から遡って支給します。ただし、支給日は、順次審査した後となります。

#### ●申請方法

◇送付◇直接（子育て支援課または各コミュニティセンター）提出

※窓口の混雑を防ぐため、郵送での提出に協力してください。

※各種様式および必要書類は、ホームページに掲載しています。その他の留意事項も記載していますので、手続きの前に必ず確認してください。



#### ●提出と問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当  
☎T816-8510 曙町2-2-1  
☎(580)1862